

さいたま市請負工事特命検査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市請負工事検査規則（平成15年さいたま市規則第34号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、財政局契約管理部工事検査課長（以下「工事検査課長」という。）が、工事所管部長（規則第2条第2号の「工事所管部長」をいう。以下同じ。）が指定する職員（以下「指定検査員」という。）に行わせる検査（以下「特命検査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(検査の対象)

第2条 特命検査の対象は、請負代金額が1,000万円未満の工事及び単価請負契約工事とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、工事検査課長又は工事検査員が特別の事由があると認められた場合は、前項に掲げる工事を工事検査員による検査とすることができる。
- 3 工事検査課長は、前2項についてその旨を特命検査通知書（様式第1号）により工事所管部長に通知するものとする。

(特命検査の手続)

第3条 工事所管課長（規則第2条第4号の「工事所管課長」をいう。以下同じ。）は、受注者から工事完成通知書の提出若しくは部分払の申出があったとき又は中間検査の必要を認めたときは、特命検査請求書（様式第2号）により工事所管部長に検査を請求するものとする。

- 2 工事所管部長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに特命検査命令書（様式第2号）によりさいたま市事務専決規程（平成15年さいたま市訓令第8号）に基づき指定検査員に命令するものとする。

(特命検査の通知)

第4条 指定検査員は、工事について特命検査を実施しようとするときは、あらかじめ工事所管課長にその旨を通知するものとする。

(評定の方法)

第5条 評定は、工事ごとに行うものとする。

- 2 評定は、監督又は検査により確認した事項に基づき、評定者ごとに適正かつ公正に行うものとする。
- 3 評定は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める方法により行うものとする。
 - (1) 請負代金の額が500万円以上1,000万円未満の工事 さいたま市工事成績評定要領に基づく評定
 - (2) 請負代金の額が500万円未満の工事 小規模工事検査確認事項に基づく評定

(工事手直し)

第6条 指定検査員は、工事の検査により工事について手直しが必要な部分があると認めるときは、直ちに工事手直し指示書(様式第3号)により、工事所管課長に指示するものとする。ただし、手直しが必要な部分で指定検査員が軽易な手直しと認めたものについては、この限りではない。

2 指定検査員は、工事所管課長から、工事手直し完了報告書(様式第4号)により報告を受理したときは、当該手直し部分の検査を行わなければならない。

(検査結果の報告等の発行)

第7条 指定検査員は、工事の完成検査又は既済部分検査を完了したときは、これらの結果を工事検査報告書(様式第5号)により工事所管部長に、工事検査報告書(様式第6号)により工事検査課長に報告しなければならない。

2 前項の規定により報告するときは、さいたま市工事成績評定要領の工事成績評定表及び細目別評定点採点表又は小規模工事検査確認事項に基づく評定を添付するものとする。

3 指定検査員は、工事の検査の結果について当該工事を適正と認めたときは、工事完成検査調書(様式第7号)又は工事既済部分検査認定調書(様式第8号)を工事所管課長に発行しなければならない。

4 工事所管課長は、前項の規定により工事完成検査調書又は工事既済部分検査認定調書を受理したときは、受注者に通知するものとする。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

特命検査通知書

年 月 日

部（所・室）長

工事検査課長

次の工事を特命検査の 対象
とします。
 対象外

工 事 名	
工 事 場 所	
請 負 代 金 額	円
受 注 者	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
工 事 所 管 課 (所 ・ 室) ・ 係	
監 督 職 員	
工 事 概 要 通 知 書 受 理 日	年 月 日
備 考	

契 約 番 号

特命検査請求書

年 月 日

部（所・室）長

課（所・室）長

- 次の工事の
- 完 成
 - 中 間 検査を請求します。
 - 既済部分

工 事 名			
工 事 場 所			
請 負 代 金 額	円		
受 注 者			
工 期	年 月 日から	年 月 日まで	
工 事 所 管 課 (所 ・ 室) ・ 係			
監 督 職 員			
現 場 代 理 人			
完 成 年 月 日	年 月 日		
完 成 通 知 受 理 日	年 月 日		
	契 約 番 号		

特命検査命令書

年 月 日

指定検査員 課（所・室）長

部（所・室）長

上記の工事の検査を命令します。

工事手直し指示書

年 月 日

課（所・室）長

指定検査員 課（所・室）長

工事の 完成
 中間
 既済部分 検査の結果、次のとおり手直しを指示します。

工事名			
工事場所			
請負代金額	円		
受注者			
検査実施日	年 月 日	手直し期限	年 月 日
指示事項		指示事項	
		契約番号	

様式第3号別表

工事手直し指示書（別表）

指 示 事 項	指 示 事 項
	契 約 番 号

工事手直し完了報告書

年 月 日

指定検査員 課（所・室）長

課（所・室）長

指示事項については、年 月 日に手直しが完了したことを確認しましたので報告します。

監督員

工 事 名			
工 事 場 所			
請 負 代 金 額	円		
受 注 者			
検 査 実 施 日	年 月 日	手 直 し 期 限	年 月 日
指 示 事 項	処 理 事 項		
契 約 番 号			

工 事 検 査 報 告 書

年 月 日

部（所・室）長

指定検査員 課（所・室）長

完 成
 工事の 既済部分 検査の結果を次のとおり報告します。

工 事 名	
工 事 場 所	
請 負 代 金 額	円
受 注 者	
工 期	年 月 日から 年 月 日まで
工 事 所 管 課 (所 ・ 室) ・ 係	
監 督 職 員	
検 査 年 月 日	年 月 日
手 直 し 検 査 年 月 日	年 月 日
立 会 人	

監 督 員 評 定 点	点	総 括 監 督 員 評 定 点	点	指 定 検 査 員 評 定 点	点	評 定 点 計 合	点
-------------	---	-----------------	---	-----------------	---	-----------	---

検 査 結 果	
------------------	--

契 約 番 号	
---------	--

工 事 検 査 報 告 書

年 月 日

工事検査課長

指定検査員 課（所・室）長

完 成
 工事の 既済部分 検査の結果を次のとおり報告します。

工 事 名							
工 事 場 所							
請 負 代 金 額	円						
受 注 者							
工 期	年 月 日から 年 月 日まで						
工 事 所 管 課 (所 ・ 室) ・ 係							
監 督 職 員							
検 査 年 月 日	年 月 日						
手 直 し 検 査 年 月 日	年 月 日						
立 会 人							
監 督 員 評 定 点	点	総 括 監 督 員 評 定 点	点	指 定 検 査 員 評 定 点	点	評 定 点 計	点
検 査 結 果							

契 約 番 号	
---------	--

工事完成検査調書

年 月 日

課（所・室）長

指定検査員 課（所・室）長

次の工事の完成検査を行った結果、契約書及び設計図書のとおり完成したことを確認しました。

検査年月日		
工事名		
工事場所		
受注者		
工期	年 月 日から	年 月 日まで
請負代金額	円	
監督職員		
備考		

工事既済部分検査認定調書

年 月 日

課（所・室）長

指定検査員 課（所・室）長

工事の既済部分検査の結果、次のとおり認定します。

検査年月日	年 月 日
既済部分率	%
工事名	
工事場所	
受注者	
工期	年 月 日から 年 月 日まで
請負代金額	円
既済部分検査回数	第 回
認定基準日	年 月 日現在
監督職員	
備考	